

**子
ど
も
医
療
費**

**全市町村
18歳まで拡大**

長野県内の子ども医療費について、中野市が8月から助成対象を18歳まで拡大したうえで1レセプトあたりの受給者負担金を0円に引き下げた。これにより、県内全ての市町村の対象年齢が18歳までとなった。

また、他の市町村でも受給者負担金を飯田市が300円に、

上松町と大鹿村が0円に引き下げた。中野市も含め3市町村が無料化したため、窓口完全無料化を実現した市町村は26(33.7%)となった。

県保険医協会では、福祉医療給付の改善をすすめる会に加盟し、福祉医療費助成制度の拡大・拡充を求め活動を行ってきた。今回の全市町村での対象年齢18歳までの拡大は大きな前進といえる。今後も国制度の創設、全市町村での窓口完全無料化や精神・身体・知的障がい者への現物給付化などを求め取組を続けていく。

子ども医療費の現物給付方式対象範囲一覧 (2024年8月時点)

対象範囲	受給者負担	市町村名	数
18歳	なし	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、長和町、原村、飯島町、中川村、宮田村、平谷村、天龍村、根羽村、木曽町、箕輪町、南箕輪村、大桑村、阿智村、麻績村、飯山市、青木村、山ノ内町、王滝村、下條村、栄村※、 中野市、上松町、大鹿村	26
	300円	小海町、南牧村、南相木村、富士見町、松川町、阿南町、壳木村、喬木村、豊丘村、南木曽町、小布施町、泰阜村、木祖村、 飯田市	14
	500円	長野市、松本市、塩尻市、安曇野市、小諸市、佐久市、東御市、大町市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、千曲市、茅野市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、下諏訪町、高森町、池田町、信濃町、飯綱町、生坂村、筑北村、松川村、白馬村、小谷村、高山村、木島平村、小川村、朝日村、野沢温泉村、北相木村、坂城町、川上村、山形村	37

太字は対象範囲又は受給者負担金について変更のあった自治体

※ 栄村については18歳以上20歳未満で高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の者も対象。その他対象範囲は18歳到達後の3/31まで。

医科書籍案内

『保険診療の手引』等の2024年6月版が発刊されました。医科開業医会員の先生方へは7月中旬に無料配布分を発送しています。お手元に書籍が届いていない方がおられましたら、協会までご連絡ください。有料分のご注文は本紙同封の注文書にてご注文ください。



『保険診療の手引』2024年6月版(入院点数を除く)

※入院点数、入院時食事療養費等の掲載はありません。

B5版 1,968頁 会員価格: 3,850円 (定価 5,500円)

理解しにくい行政用語はわかりやすい言葉に置き換え、複雑な仕組みについてはオリジナルの図表やフローチャートで解説しています。点数算定のほかにも、窓口事務・請求事務についても解説している、保険診療の手引書です。

※医科開業医会員に1冊無料でお送りしています。

『保険診療の手引(入院分冊)』2024年6月版

※入院点数、入院時食事療養費等のみを掲載しています。

B5版 784頁 会員価格: 1,400円 (定価 2,000円)

※病院・有床診の医科開業医会員に1冊無料でお送りしています。

※無床診の医科開業医会員は希望者に1冊目無料でお送りします。(要注文)



『労災診療・交通事故診療の手引』2024年6月版

B5版 87頁 会員価格: 1,050円 (定価 1,500円)

労災診療の請求、交通事故診療について解説した一冊。厚労省が発出する労災関係質疑応答集に関してもカバー。よくある質問事項をワンポイントアドバイスで掲載しています。

※医科開業医会員に1冊無料でお送りしています。



光ディスク等のレセプト請求

継続の届出は8月末締切

診療報酬の請求方法を定めた省令が2023年11月30日に改定され、2024年4月以降の請求方法は原則としてオンライン請求によることとされている。2024年の3月時点でCD、DVDなどの光ディスク等による請求を行っている医療機関で、2024年10月以降も光ディスク等での請求を継続する場合は、「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書」の提出が必要となる。本紙515号(2024年1月号)でも報道した通り、提出の期限は8月31日のため該当する医療機関でまだ届出を行っていない場合は忘れずに届出をされたい。

なお、届出は1年更新のため翌年10月以降も継続する場合は1年毎に提出する必要がある。

・光ディスク等による請求継続の届出

◆提出方法

様式第1号(光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書)を、下記のいずれかの方法で提出する。様式は下記厚労省ホームページを参照されたい。

- ① 医療機関等向け総合ポータルサイトの提出フォームから提出
- ② 紙媒体の様式を、社会保険診療報酬支払基金本部事業統括部事業サポート課と長野県国民健康保険団体連合会の両方に提出する

◆提出期限 2024年8月31日

・厚労省ホームページ

届出様式や詳細については、下記URLまたは二次元バーコードから、厚労省のホームページを確認されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html

※インターネットが使えないなど、様式をダウンロードできない方は協会へご連絡ください(Tel 026-226-0086)。印刷したものを郵送させていただきます。



クイズ チラシ 自由意見紹介

「クイズで考えるわたしたちの医療2024～保険証を残そう！」キャンペーンでこれまで協会に寄せられた自由意見を紹介する。

◆トラブルが起きると医療機関も作業が増えて大変にもなるので、そういうことがおこらないでスムーズに処理ができるようになってほしい。(40歳)

◆何かと負担の多いマイナ保険証、銀行口座など紐づけされ大切な情報が詰まっているカード、そう易々と持ち歩けません。紛失がこわいです。(50歳)

◆一方的なマイナ保険証の押しつけで今年の12月は大混乱すると思います。紙の保険証を残し、国民皆保険制度をしっかり守って欲しい。(72歳)

◆マイナカードのトラブルが多すぎて保険証として使用するうえでは不安でしかありません。さらなる検討をお願いします。(61歳)

◆基本的には賛成ですが、高齢化の現在を考えると顔認証やパスワードはちょっと難しいかなと思います。パスワードを忘れてしまってロックがかかること手続きに行かなくてはいけないで大変だと思います。どちらも選択できるといいと思います。(24歳)

◆先日も受診した歯科医院でマイナ保険証のトラブルで窓口が滞っており、小さな医院でもこのようになっているのを見ると混んでいる中、大病院での対応は大変なことになるのではと心配になりました。また在宅医療の場合マイナ保険証などどのように確認していくべき良いのか？携帯用の保険証の受付機がないと、どうしたら良いのか課題の解決が必要だと思います。(53歳)

◆新しいカードは多機能とはいっても個人情報がもれる危険性がある。現在の紙の保険証になんら不便は無い。その他色々と問題有り。(84歳)

◆マイナカードが保険証代わりに使われていない状況にビックリしました。やはりトラブルが起きているニュースを見ると不安になるし、更新も面倒と思うのが正直な気持ちです。(63歳)

◆医療機関同士で情報を共有することは必要な場合もあるが(医療費削減のため)しかし知られたくない疾患で情報を共有されることは苦痛な人もいる。(54歳)

◆5年毎の更新の手続きはとても負担に感じる。親はデジタル化についてかれていることもあり、世代で使用が難しい方もいるのではないかと思う。(37歳)